

## 行政文書一部公開決定通知書

2觀名保第162号  
令和3年1月14日

名古屋市民オンブズマン  
代表 新海 聰 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



令和2年12月3日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	1-1 復命書（令和2年9月18日分）
	1-2 名古屋城天守閣整備事業におけるバリアフリー整備の検討状況報告（R2.9.18文化庁への報告）
	1-3 西之丸の五番蔵周辺調査の進め方について
	2 復命書（令和2年10月1日分）
	3-1 復命書（令和2年11月4日分）
	3-2 名古屋城展示収蔵施設外構工事地下遺構き損部分の修復について
	3-3 特別史跡名古屋城跡天守閣整備事業基本構想（案）（令和2年10月時点案）、同概要版（案）（令和2年11月4日時点案）
	3-4 名古屋城金シャチ特別展覧（仮称）について（令和2年10月22日第34回特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議資料）
	4-1 復命書（令和2年11月10日分）
	4-2 重要文化財旧本丸御殿障壁画 保存修理計画の時点修正について
5-1 復命書（令和2年11月10日分）	
5-2 重要文化財名古屋城表二の門附属土壙の整備について	
5-3 特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議 石垣・埋蔵文化財部会（第37回）配布資料	
5-4 特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議 石垣・埋蔵文化財部会（第38回）配布資料	
5-5 名古屋城本丸搦手馬出石垣修復について	
6-1 復命書（令和2年11月24日分）	
6-2 西之丸展示収蔵施設の外構整備について	
6-3 木造天守基礎構造の検討について（令和2年9月25日第33回特別	

	史跡名古屋城跡全体整備検討会議資料) 6-4 天守基礎構造検討の考え方について（令和2年10月22日第34回特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議資料）	
行政文書の公開の日時及び場所	日 時	令和 3 年 / 月 / 日 午前 午後
	場 所	市民情報センター（市役所西庁舎1階）
行政文書の公開の方法	1 閲覧      ② 写しの交付      3 視聴	
行政文書の一部を公開しない理由	<p>1-2、3-3については、名古屋市情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第1項第4号に該当するため一部を非公開とします。</p> <p>また、1-2、5-3については、条例第7条第1項第5号に該当するため一部を非公開とします。</p> <p><b>&lt;1-2に関する部分&gt;</b>  <b>(第4号関係)</b>          非公開情報は、名古屋城天守閣木造復元事業についての市の機関内部における検討に関する情報が記載されており、当該事業はいまだ実施途上であり、現時点では中間的な検討段階にとどまるものです。          当該情報について公開されるとが前提となると、当該議論・検討の意見交換に加わる者が、いわれなき非難を避けようとしたり、各々の立場等に拘束されたりすることで、多様かつ自由な意見が現れなくなり、円滑な議論・検討が損なわれるおそれがあります。          したがって、当該情報は、市の機関内部における検討に関する情報であって、公にすることにより、市の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため、非公開とします。</p> <p><b>(第5号関係)</b>          非公開箇所は、名古屋城天守閣木造復元事業のうち、本市が検討している公募する昇降技術のイメージに関する情報が記載されています。          公にすることにより、今後の昇降技術の公募に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、非公開とします。</p> <p><b>&lt;3-3に関する部分&gt;</b>  <b>(第4号関係)</b>          非公開情報は、名古屋城天守閣木造復元事業についての市の機関内部における検討に関する情報が記載されており、当該事業はいまだ実施途上であり、現時点では中間的な検討段階にとどまるものです。          当該情報について公開されるとが前提となると、当該議論・検討の意見交換に加わる者が、いわれなき非難を避けようとしたり、各々の立場等に拘束されたりすることで、多様かつ自由な意見が現れなくなり、円滑な議論・検討が損なわれるおそれがあります。          したがって、当該情報は、市の機関内部における検討に関する情報で</p>	

	<p>あって、公にすることにより、市の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため、非公開とします。</p>
	<p><b>&lt;5-5に関する部分&gt;</b>  <b>(第5号関係)</b></p> <p>非公開箇所は、名古屋城本丸搦手馬出石垣修復に関する各年度の費用や工事に係る具体的な数量単価に関する情報であって、当該情報が記載されています。</p> <p>公にすることにより、契約金額が不当に吊り上げられる等の入札事務が適正に行われず、競争性のある適正な事務ができないといった市の財産上の利益を不当に害するおそれがあるため、非公開とします。</p>
備 考	<p><b>&lt;決定を行った所管課・公所&gt;</b>          観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備室          TEL 052-231-2488</p> <p>※市長及び特別秘書に係る請求部分に関しては、別途市長室秘書課及び市長特別秘書から決定処分がされます。また、名古屋城総合事務所職員が令和2年9月8日に文化庁を訪問した際の復命書、持參資料について、別途名古屋城総合事務所管理活用課から決定処分がされます。</p>

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求することができます。
  - 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。
- 注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

局長	所長	保存整備室長	保存整備室(補職略)				
	出席者		(岩松) (森本) (荒井) (荒川) (山本) (金子) (平野) (森) (早川) (小林) (西村) 出席者				
	総務課長		管理活用課(補職略)				
		(上土井)	名古屋城調査研究センター(補職略)				
			(村木)	出席者			

令和2年9月23日

## 復命書

名古屋市長様

名古屋城総合事務所所長 佐治独歩  
 名古屋城総合事務所主幹 森本章夫  
 名古屋城調査研究センター副所長 村木 誠



令和2年9月18日（金）に、名古屋城天守閣整備にかかる打ち合わせのため、文化庁へ出張を命ぜられましたので、下記の通り報告いたします。

### 記

#### 1 日時・場所

令和2年9月18日（金） 17:00～18:30 文化庁

#### 2 参加者

（文化庁）文化財第二課 鍋島豊課長（冒頭挨拶のみ）

　　山下信一郎主任文化財調査官、平澤毅主任文化財調査官

（名古屋市）佐治所長、森本主幹、村木副所長

#### 3 内容

別紙の通り

## 文化庁打ち合わせメモ

日時：令和2年9月18日（金） 17時から18時30分まで

場所：文化庁 文化財第二課内 打合せスペース

出席者：文化庁 文化財第二課 鍋島課長、山下主任調査官、平澤主任調査官

名古屋市 名古屋城総合事務所 佐治所長、森本主幹、村木副所長

文化財保護室 片岡室長

### （1）名古屋城天守閣整備事業におけるバリアフリー整備の検討状況報告

- 文化庁
- ・ 令和元年度以降の障害者団体との対話の成果は、もしかしたらパラダイムシフトを産み出すかも知れない。
  - ・ バリアフリーは国会の附帯決議も出ており、天守が復元されてバリアフリーも整備された時に、よい事例と評価がいただけるような形にしていただきたい。今後も不断の努力をしていただく必要がある。

### （2）内堀発掘調査の現状変更について

- 文化庁
- ・ レーダーの反応が見られるところで、内堀内の状態を調べておくことは良いこと。
  - ・ 小さいトレンチをたくさん入れたのが良くなかった。最初からもっと計画的なトレンチ調査を考えるべきであった。
  - ・ 掘る面積を最小限にする方向は良い。
  - ・ 25日に全体整備検討会議を通ったら提出してください。

### （3）西之丸のき損地点の断ち割りについて

- 文化庁
- ・ 断ち割り調査の分は計画変更の手続きを取ること。ちょっとだから良いということにしてはいけない。
  - ・ 間知石の修復は難しいのでは。寸法合わせで戻すということになるか。

- ・修復の方針は、次回のワーキングでよく議論したうえ、文化庁にも報告して修復の現状変更の手続きをすること。
- ・調査が長くかかると、遺構の維持が大変になるのではないか。
- ・再発防止対策に則った手続きを取ること。

## 名古屋城天守閣整備事業におけるバリアフリー整備の検討状況報告

### 1 趣旨

本市は、歴史的建造物を再現する名古屋城天守閣の木造復元に伴う昇降のバリアフリー整備について、その技術を公募することとし、関係法令等に則り地元有識者及び高齢者、障害者等から丁寧に意見を聴取し、可能性のある昇降技術についての調査、検討をしてきた。

現在の検討状況と公募する昇降技術のイメージについて報告する。

### 2 経緯

平成30年5月30日、名古屋市は「木造天守閣の昇降に関する付加設備の方針」(資料1)を公表し、通常のエレベーターを設置せずに昇降できる新技術を国内外から幅広く提案を募ることで昇降のバリアフリー整備を保証することとしたが同年、通常エレベーターの設置を要望する障害者団体による600人規模のデモ行進、48時間ハンガーストライキ、約20,000筆の署名、抗議文の提出などの反対運動は、マスコミの報道等によって社会現象となった。

平成31年度(令和元年度)、本市は新たに専任主幹を設け、地元障害者団体との信頼関係修復に奔走し現在に至る。本市の方針の考え方及び昇降のバリアフリー技術の公募について、当事者である障害者団体等へ丁寧に説明し、意見を傾聴し、史実に忠実な復元とバリアフリーを両立するための公募の在り方を推考している。

### 3 関係者協議及び市場調査の状況

#### (1) 関係者協議

##### ア 障害者団体

令和元年度以降、名古屋市障害者団体連絡会(12団体)の全体会議での説明と意見交換の場としては4回開催した。それらの会議だけでは意見聴取の場としては十分尽くせないと考え、平成30年度に発足した「名古屋城木造天守にエレベーター設置を実現する実行委員会」を含め13団体それぞれの代表者や会合に直接出向き、史実に忠実な復元とバリアフリー化を両立するために、昇降技術の公募について丁寧な説明と意見聴取を頻繁に行い、本件に関連する情報提供、事務連絡も随時に行ってきました。

その他、障害者団体が主催するシンポジウムにも説明者・パネラーとして2回、臨席した。

## イ 地元有識者

バリアフリー検討会議として一堂に会していただく有識者会議を平成30年度以降に3回開催した。15名の有識者（資料2）から、会議に加え意見聴取の補足として直接出向いての説明と意見聴取を頻繁に行い、本件に関連する情報提供、事務連絡も随時に行ってきましたことによって、親身にご意見を頂戴している。

史実に忠実な復元と昇降のバリアフリー化を両立するための条件として「柱、梁の主架構を変更しないこと」とし、階層間の床を一部取り外すことは可逆的であるので許容すべきとの考え方をいただき、「障害者の方々の歩み寄りが実感できる垂直昇降装置（（資料3）募集部門③の例示）に絞って、合意形成を目指して議論してみてはどうか」との意見をいただいています。

## （2）市場調査

歴史的建造物（木造天守閣）の昇降のバリアフリー化を実現するために、可能性のある技術について、国内外の多種多様な相当数のメーカー等へ調査を行ってきた。昇降技術の公募に際して、様々な移動等の障害の特性に鑑み、現段階では公募のスキームとして応募部門を4部門に分けている。（資料3）

引き続き、昇降技術として可能性のあるメーカー等の調査を行っていく。

## 4 昇降技術の考え方とイメージ

### （1）通常エレベーターについて（考え方）

復元天守閣は、柱や梁の配置が全ての階には貫通して一致していない。また高層の木造建築物であるため地震等による揺れの影響が非常に大きい。建屋内を貫通するシャフト式の通常エレベーターは構造上、地震時の揺れが木造の建物側と大きく異なるため、例えば11人乗りエレベーターの場合、柱10本、梁30本を変更する影響を及ぼすことから、構造上設置することができない。

### （2）公募する昇降技術のイメージ



## 木造天守閣の昇降に関する付加設備の方針

### 1. 基本的な考え方

- ・本事業は、歴史時代の建築物等の遺跡に基づき、当時の規模・構造等により再現する「歴史的建造物の復元」を行うものである。
- ・名古屋城天守閣は、法隆寺のころから始まった日本の木造建築のひとつの到達点、究極の木造建築とも言われ、豊富な歴史資料をもとに外観の再現に留まらない史実に忠実な完全な復元を行うことの選択を議会、行政における検討や市長選挙での市民の信託を得て推し進めることとしたものである。
- ・市民の皆さんの中には、「一旦は焼失しているので復元しても本物の天守閣ではない」との意見もあるが、名古屋城天守閣は城郭として国宝第一号であったものが、大戦中多くの市民の命とともに昭和20年5月14日に空襲で焼失してしまったものの、残された石垣には空襲による傷跡も残っており、焼失中の写真も残されている。
- その上で、市民の精神的基柱であり、誇りである名古屋城の天守閣を、悲しい歴史的史実を経て、昭和実測図や金城温古録等、豊富な歴史資料に基づき、戦災で焼失する前の本物の姿に復元すると世界に主張するものである。
- したがって、過去の天守閣と今回の木造復元の同一性について、歴史的な分断を感じさせない復元を成し遂げる事が、事業の価値を決定づける大きな要素となる。
- ・50～100年で再度「国宝」になることを目指す。
- ・ゆえに、史実に忠実な復元を確保した上で、まず、2022年の完成時期に、その先においても世界の模範とされるべき改善を重ね、観覧、体験、バリアフリー環境を整備するための付加設備とする。

### 2. 現天守閣の現状

- ・現天守閣は5階までエレベーターで上がるが、内部は博物館施設であり、本来の木造天守閣の内観を観覧することはできない。また、展望については、1階の東側及び北側の一部と7階の展望室からに限られているが、7階へは階段でなければ行くことができないため、車いすの方は展望ができない状況である。

### 3. 内部エレベーター

- ・内部エレベーターについては、柱、梁を傷めないものとして、史実に忠実に復元する天守閣とするためには、乗員が4人程度、かご（乗用部分）の大きさが幅80cm、奥行き100cm程度となり、乗ることができる車いすも小型なものに限定され、よく使用されている幅65cm、長さ100cm程度（電動車いすは幅65cm、長さ105cm程度）のものは利用できない。したがって、バリアフリー法の建築物移動円滑化基準に対応するエレベーターは設置できない。

### 4. 外部エレベーター

- ・都市景観条例を定めて、すぐれた都市景観の形成を進めている中で、景観計画により名古屋城の眺望景観の保全を図ることとしている。
- ・その眺望の対象である天守閣の歴史的な外観を損なうことから、外部エレベーターは設置しない。

### 5. 基本方針

- ・史実に忠実に復元するためエレベーターを設置せず、新技術の開発などを通してバリアフリーに最善の努力をする。
- ・今回、木造復元に伴い、本来の天守閣の内部空間を観覧できるようにする。また、電動か否かによらず、車いすの方が見ることのできる眺望としては、現状1階フロアまでだが、様々な工夫により、可能な限り上層階まで昇ることができるように目指し、現状よりも天守閣のすばらしさや眺望を楽しめることを保証する。
- ・例えば、昇降装置を有する特殊車両を応用し、外部から直接出入りすることや、ロボット技術を活用し、内部階段を昇降することなどが挙げられる。併せてVR技術を活用した体感施設の設置を行う。
- ・新技術の開発には、国内外から幅広く提案を募る。
- ・また、協議会を新たに設置し、障害者団体等当事者の意見を丁寧に聞くことにより、誰もが利用できる付加設備の開発を行う。
- ・姫路城や松本城など現存する木造天守にも転用可能な新技術の開発に努力する。
- ・再建後は元来の姿を見ることができるようになり、介助要員、補助具を配置することなどにより、今より、快適に観覧できるようにする。

## 特別史跡名古屋城跡バリアフリー検討会議 構成員名簿

## 建築・地盤工学関係学識者

(敬称略)

氏名	専門分野	所属等
小野 徹郎	建築構造学	名古屋工業大学名誉教授
川地 正数	建築生産	川地建築設計室主宰
小浜 芳朗	建築構造学	名古屋市立大学名誉教授
小松 義典	環境工学	名古屋工業大学大学院准教授
西形 達明	地盤工学	関西大学名誉教授
座長 堀越 哲美	環境工学	愛知産業大学学長

## 建築史関係学識者

(敬称略)

氏名	専門分野	所属等
野々垣 篤	建築歴史、意匠	愛知工業大学准教授
麓 和善	建築史、文化財保存修理	名古屋工業大学大学院教授
三浦 正幸	日本建築史、文化財学	広島大学名誉教授

## 福祉関係学識者

(敬称略)

氏名	専門分野	所属等
磯部 友彦	交通計画、福祉のまちづくり	中部大学教授
高橋 儀平	福祉のまちづくり	東洋大学教授
矢野 和雄	法律、人権	矢野法律事務所
渡辺 崇史	福祉工学	日本福祉大学教授

## 工学関係学識者

(敬称略)

氏名	専門分野	所属等
中嶋 秀朗	システム工学	和歌山大学教授
山田 陽滋	機械安全、ロボティクス	名古屋大学大学院教授

(令和元年7月1日更新)

# 名古屋城木造天守閣の昇降に関する新技術の公募 NAGOYA CASTLE CHALLENGE 【公募概要】(案)

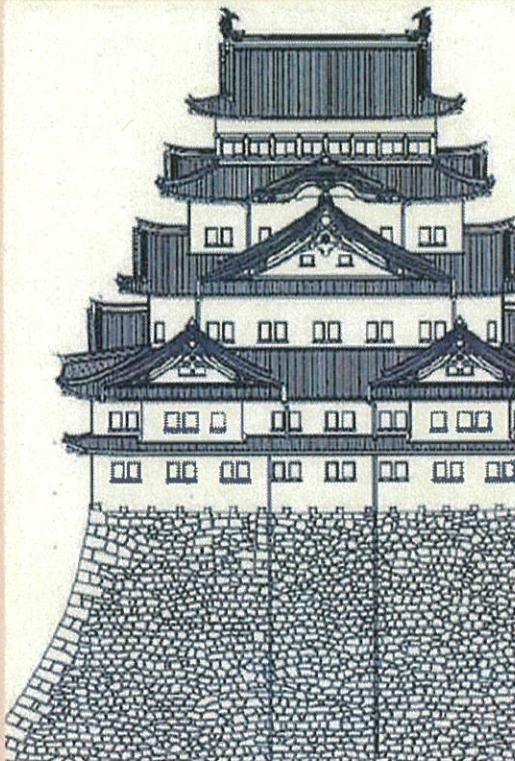
## 背景

- 名古屋城現天守閣は1959年の再建以降老朽化等課題が顕在化
- 「名古屋城天守閣復元事業」で真実性の高い復元により名古屋城の本質的価値の理解促進、観光面の魅力向上が可能
- 障害のある人もない人も共に文化財を快適に親しめるバリアフリー化が重要

## 目的

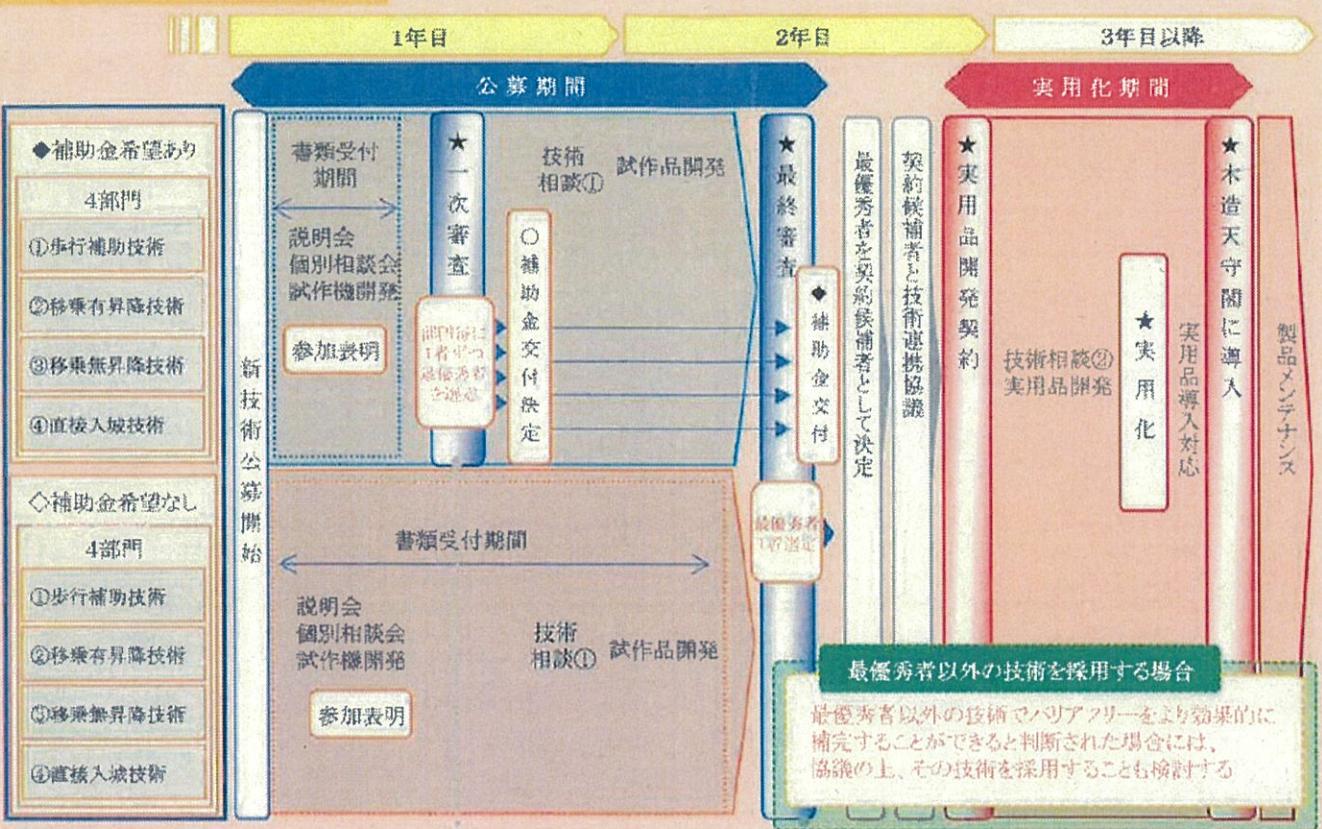
- 史実に忠実に復元する木造天守閣に誰もが昇降できるように、革新的な昇降技術を世界中から募り実用化する
- 史実に忠実な復元とバリアフリー化を両立し、先進的バリアフリー技術を名古屋から発信・展開する

## ◇ 募集部門



	歩行にハンディがある方	車椅子の移乗ができる方	車椅子の移乗が困難な方
5階	1 歩行作業を補助する技術 例: パワーアシストスーツ	2 移乗を必要とする昇降技術 例: 椅子型階段昇降機、階段昇降機能付電動車椅子※レール利用は可	3 移乗を必要としない昇降技術 例: 台座型階段昇降機、段差解消機、垂直昇降装置
4階			
3階			
2階			
1階			
地上	4 地上から大天守閣1階に直接入城可能な技術 例: タラップ車、高所作業車		

## ◇ スケジュール



## ◇ 新技術の選定方法

### 補助金の交付方法(一次審査)

交付対象者	①～④各部門の評価1位の者
交付上限額	8,000万円 (2,000万円×4部門)

- 各部門に分けて審査を行い、各部門の評価が1位になった者に対して、補助金交付の権利を与える（補助金の交付対象者とする）
- 但し、部門1位になった場合でも交付に値しない提案と判断された場合は交付対象者としない
- 交付額は上限2,000万円にて、実費精算とする
- 公募では最低限1階への昇降ができないことを必須条件とする**
- それ以上の階層への昇降可能な提案技術については、加点要件とする
- 市の用意した現場での実技審査だけでなく、参加者自身が用意した実証環境での実証映像も実技審査とすることを可能とする

### 新技術の採用方法(最終審査)

契約対象者	最優秀者 (1者のみ)
契約上限額	2億円

- 最終審査は部門分けせず、全ての応募技術の中で評価1位となった者を最優秀者とする
- 最優秀者を契約候補者として決定する
- 契約金額は2億円を上限とし、提案時に参加者が提示した金額を基に、協議を行った上で実用品開発契約を締結する
- 審査時に費用を抑制することを加点要件とする

## ◇ 最優秀者以外の技術による補完

最優秀者提案技術以外の技術が【木造天守閣の昇降に関する付加設備の方針】で求めるバリアフリーをより効果的に補完することができると判断される場合には、その技術も採用する可能性がある

※ 最優秀者以外にも協議により採用される可能性がある旨を公募要項等にも明記する

# 名古屋城木造天守閣の昇降に関する新技術の公募 NAGOYA CASTLE CHALLENGE 【公募概要】(案)

## ◇ 要求水準及び評価について

### 要求水準の考え方

- 一次審査や最終審査に際して、参加者に求められる項目を要求水準とする
- 最低要求水準、加点対象要求水準に対して、それぞれ書類評価、実技評価を行い、それぞれの項目を総合的に評価する

※審査の項目及び基準の抜粋

バリアフリー（有用性）	C 最低要求水準	一次審査		最終審査	
		1階までの昇降ができること	利用対象者の範囲が広い見込みがあること	1階までの昇降ができること（同左）	利用対象者の範囲が広いこと
	D 加点対象 要求水準	誰もが簡単に使える見込みがあること	誰もが簡単に使えること	誰もが簡単に使えること	誰もが簡単に使えること
		健常者の移動と同じような時間で移動できる見込みがあること	健常者の移動と同じような時間で移動できること	健常者の移動と同じような時間で移動できること	健常者の移動と同じような時間で移動できること
		多人数による反復した利用が可能となる見込みがあること	多人数による反復した利用が可能であること	多人数による反復した利用が可能であること	多人数による反復した利用が可能であること
		健常者の移動経路を妨げず共存した経路である見込みがあること	健常者の移動経路を妨げず共存した経路であること	健常者の移動経路を妨げず共存した経路であること	健常者の移動経路を妨げず共存した経路であること
		天守閣の最上階まで上がる見込みがあること	天守閣の最上階まで上がるうこと	天守閣の最上階まで上がるうこと	天守閣の最上階まで上がること
		怖い思いをしないで乗れる見込みがあること	怖い思いをしないで乗れること	怖い思いをしないで乗れること	怖い思いをしないで乗れること
		他の人の助けを借りることなく昇降ができる見込みがあること	他の人の助けを借りることなく昇降ができないこと	他の人の助けを借りることなく昇降ができないこと	他の人の助けを借りることなく昇降ができないこと

## ◇ 『評価員』『技術相談員』『利用者』の役割について

『評価員』  
『参加者』から出された提案について、評価をする

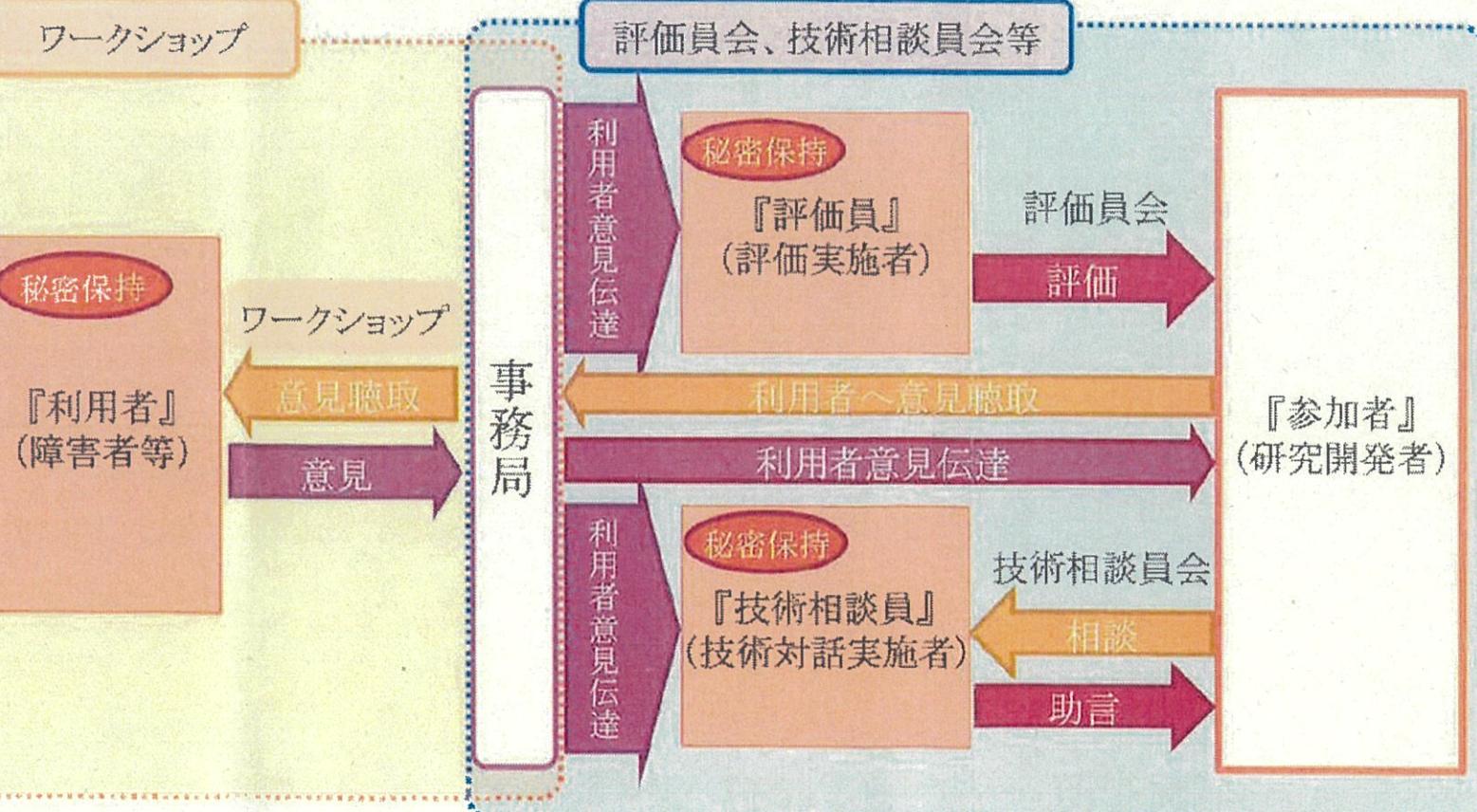
開発研究、制御工学、建築史、バリアフリー、経営、インバウンド等に見識がある方

『技術相談員』  
『参加者』から出された提案について、助言をする

機械安全、技術監理、技術利活用、建築史等に見識がある方

『利用者』  
『参加者』から出された提案について、(事務局を介して)意見をする

障害者団体を中心とした障害者の方



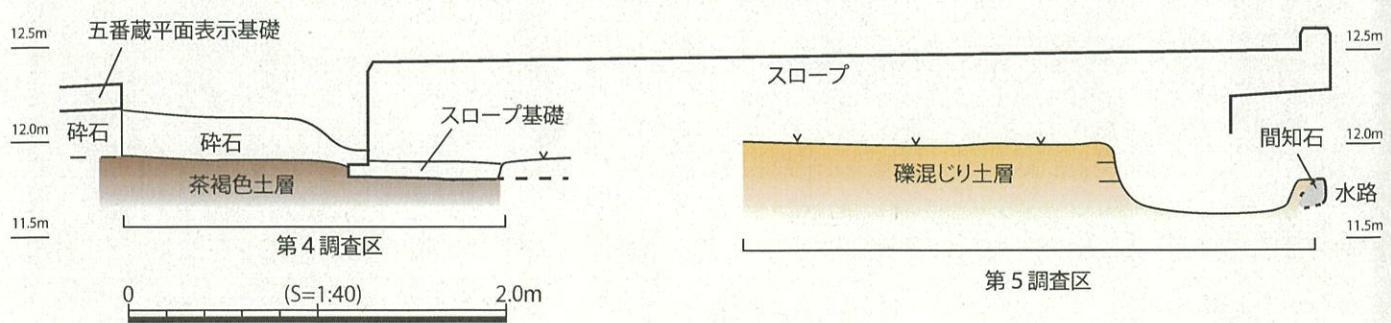
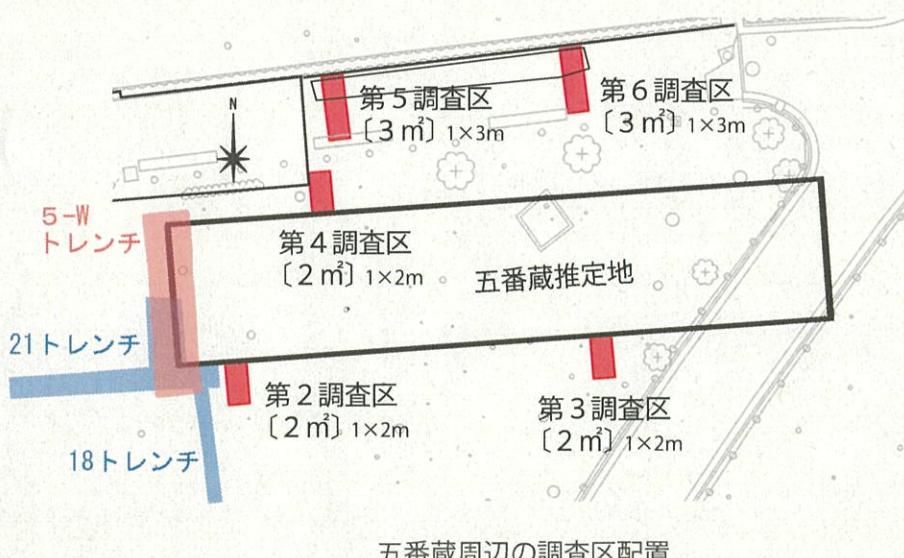
## 西之丸の五番蔵周辺調査の進め方について

### ◎き損ワーキング視察時の所見

- ・五番蔵平面表示施工物の基礎掘削の深度は、第2・3調査区では表土内、第4調査区では表土直下まで及ぶ。
- ・第4調査区にて検出したスロープ基礎は、表土下の「茶褐色土層」を5~10cmほど削っている。この茶褐色土層は、近世または近代の包含層の可能性があるが、現時点では時期は明確でない。
- ・第5・第6調査区では、間知石積み水路の掘方を検出した。間知石の裏込土からは、近代磁器片が出土したため、間知石積み水路は近代以降の造作と考えられる。
- ・間知石積み水路の掘方に切られている「礫混じり土層」の上面からは、ガラス小片が確認されていることから、「礫混じり土層」も近代以降の堆積土である可能性がある。ただし、小片一点のみの出土であり上層（表土）からの混入の可能性も否定できない。

### ◎き損ワーキング視察時の調査方針

- ・まずは、第4調査区にて検出した「茶褐色土層」及び第5調査区の「礫混じり土層」が近世、近代いずれの時期に属するのか把握するため、周辺の調査履歴を整理する。
- ・周辺の調査履歴を精査して、明確でない場合は、第3・第4調査区に最小限の断ち割りを入れて調査する。



第4調査区・第5調査区の見通し土層断面 (東から)

## ○周辺調査の整理

第4・5調査区に近接する5-Wトレーニチと18・21トレーニチの試掘調査結果を検討した。なお、展示収蔵施設下の発掘調査（1次・2次）の成果を参考し、遺構と土層の関係より層位の時期比定を試みたが、今回問題とする土層と発掘調査時の土層との対応関係を明確にすることができなかった。

## ○5-Wトレーニチ（2018年度試掘調査）

- ・土色と位置・標高から、添付資料1の第6層（茶色で着色している部分）が、第4調査区の「茶褐色土層」に対応する可能性が高い。
- ・試掘調査時に「下段タタキ含有土」として取り上げている遺物が、第6層から出土したものである可能性が高い（調査担当聞き取り／北壁土層断面に「タタキ」の表記あり）。この「下段タタキ含有土」からは、近代に比定される人工コバルトにて彩色した磁器が出土している。  
⇒①第4調査区の茶褐色土層=②5Wトレーニチ第6層=③下段タタキ含有土、であれば、茶褐色土層は近代以降の包含層となる。ただし、①②③が本当に同一層なのか確定はできない。



5-Wトレーニチ下段タタキ含有土出土遺物

## ○18・21トレーニチ（2012年度試掘調査）

- ・本試掘調査では、第4調査区の「茶褐色土層」のレベルまで掘削をしていない。
- ・21トレーニチにて検出した瓦組水路は、「茶褐色土層」（またはその上層）を削って作られている可能性がある。この水路からは、近代の磁器とガラス瓶が出土している。  
⇒茶褐色土層（相当層）は、近代以前に堆積した土層であるが、堆積時期が近代であるか近世であるかは不明。



21トレーニチ水路出土遺物

## ◎今後の調査の進め方

現状では、試掘調査の結果から第4調査区「茶褐色土層」は近代以降の土層の可能性が高いと考えるが、土層の対応、出土遺物の帰属について確定的でない。

また、第5調査区「礫混じり層」は検出中にガラス片を認めたことから、近代以降の土層の可能性が高いと考えるが、周辺の試掘調査にて検出した土層との対応関係は不明であり、確証に欠ける。

より正確な結果を導くために、以下のように断ち割り調査を実施したい。(ただし、断ち割り調査を実施しても明確にはならないかもしれません。)

## ○第4調査区

「茶褐色土層」の時期（近世か近代か）を確認するため、スロープ基礎部分に幅30cmのサブトレーナーを設定し、掘削したい。

掘削深度は、「茶褐色土層」の下端（下層の上面）までとする。



第4調査区（北から）



第4調査区スロープ基礎部分（東から）

## ○第5調査区

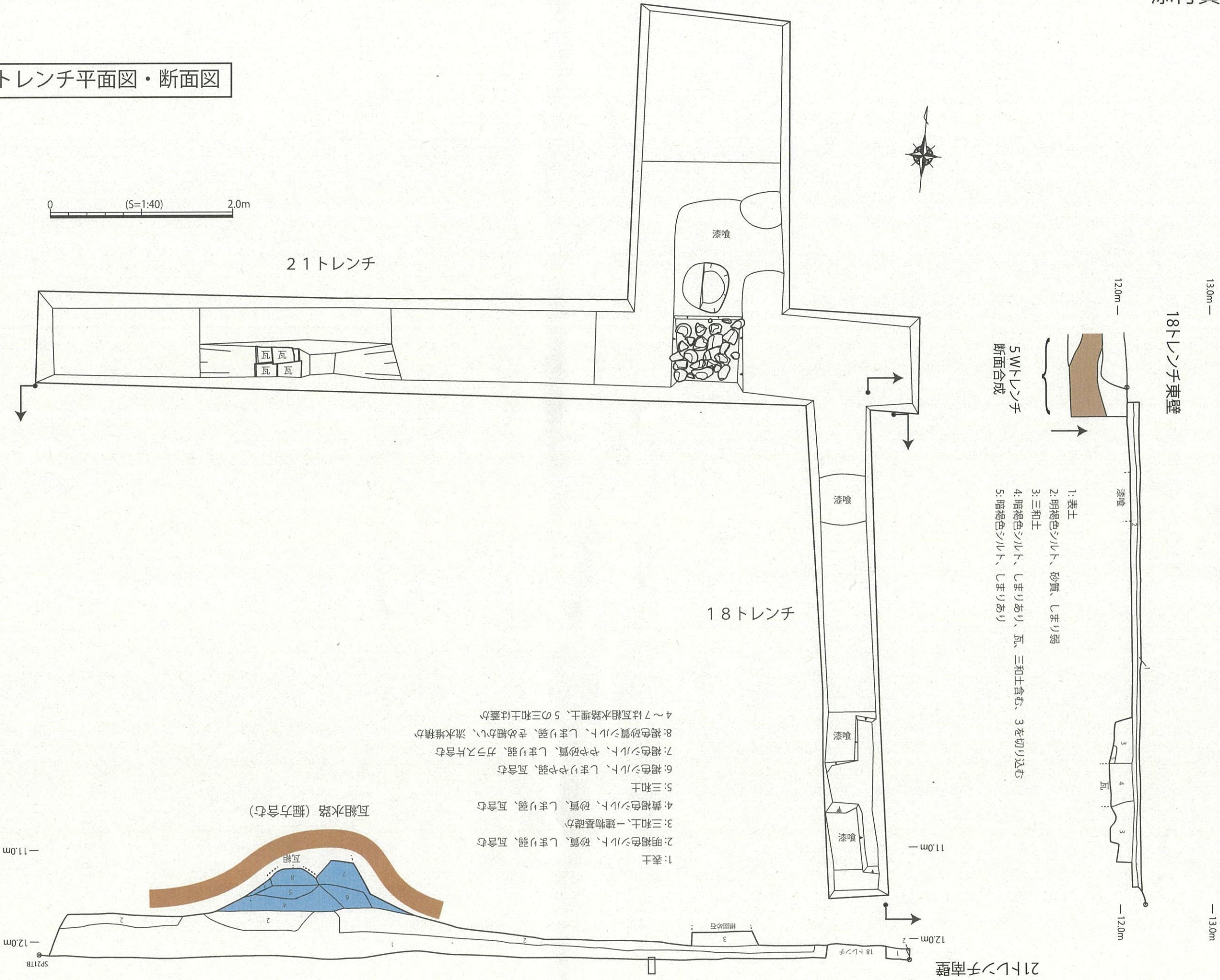
第5調査区と第4調査区は近接しているため、第4調査区の「茶褐色土層」は第5調査区の表面に見えている「礫混じり土層」の下に入り込んでいることが予想される。「茶褐色土層」近代以降と判明した場合、「礫混じり土層」がその上層に位置していることが明確となれば、「礫混じり土層」が近代以降の土層であることがほぼ確定する。

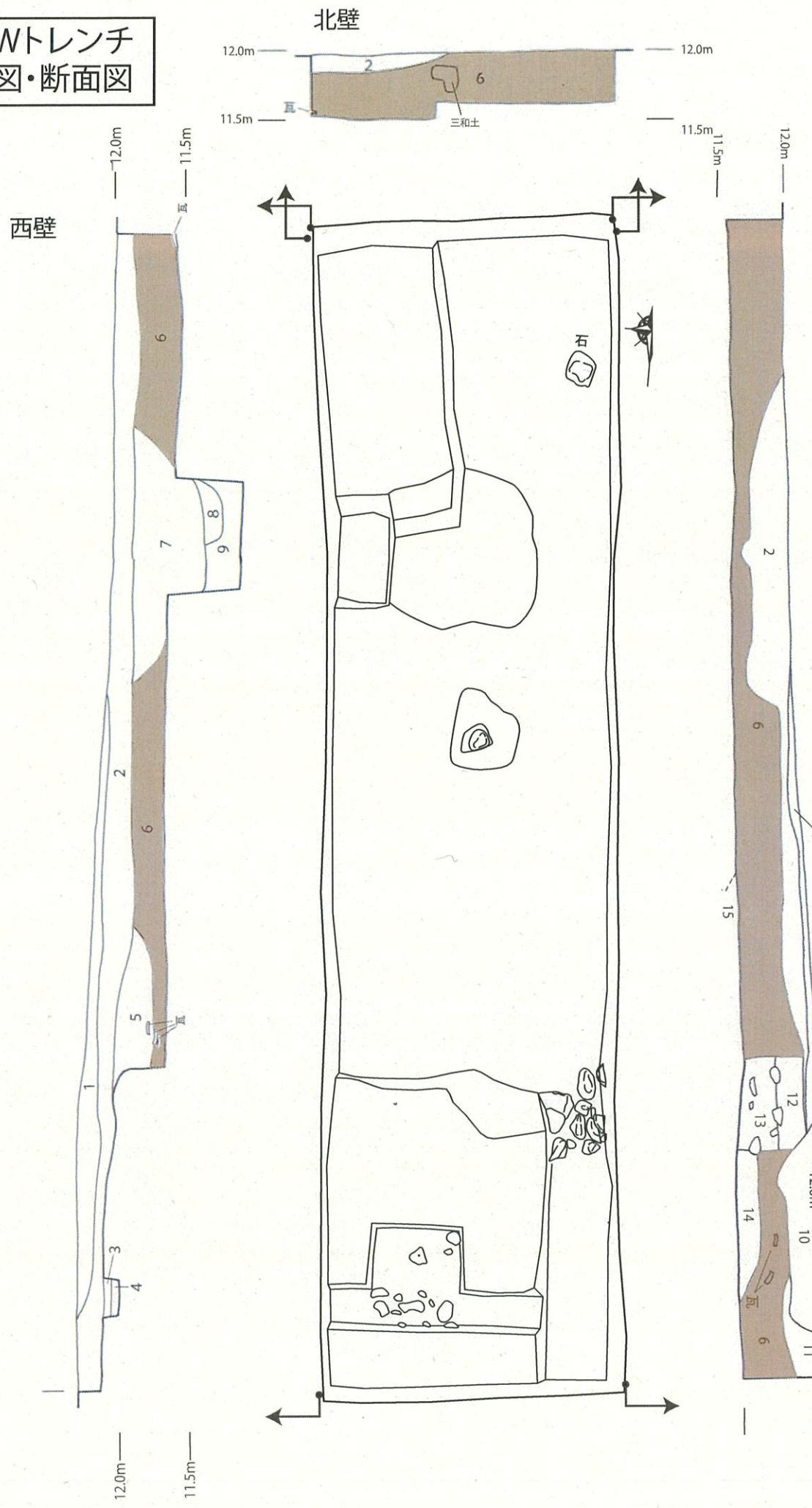
「茶褐色土層」と「礫混じり土層」の層位関係を把握するため、まずはトレーナー下段西側に幅30cmの断ち割りを設定して掘削する。本地点で確認ができない場合は、断ち割りを南側に延長する。なお、上段と下段の間の断面に見えている土層は、3層ほどに分層できるものの、いずれも同質の「礫混じり土層」である。掘削は、「礫混じり土層」を除去するまでとし、下層より「茶褐色土層」が確認できない場合は、それ以下の掘削は行わない。



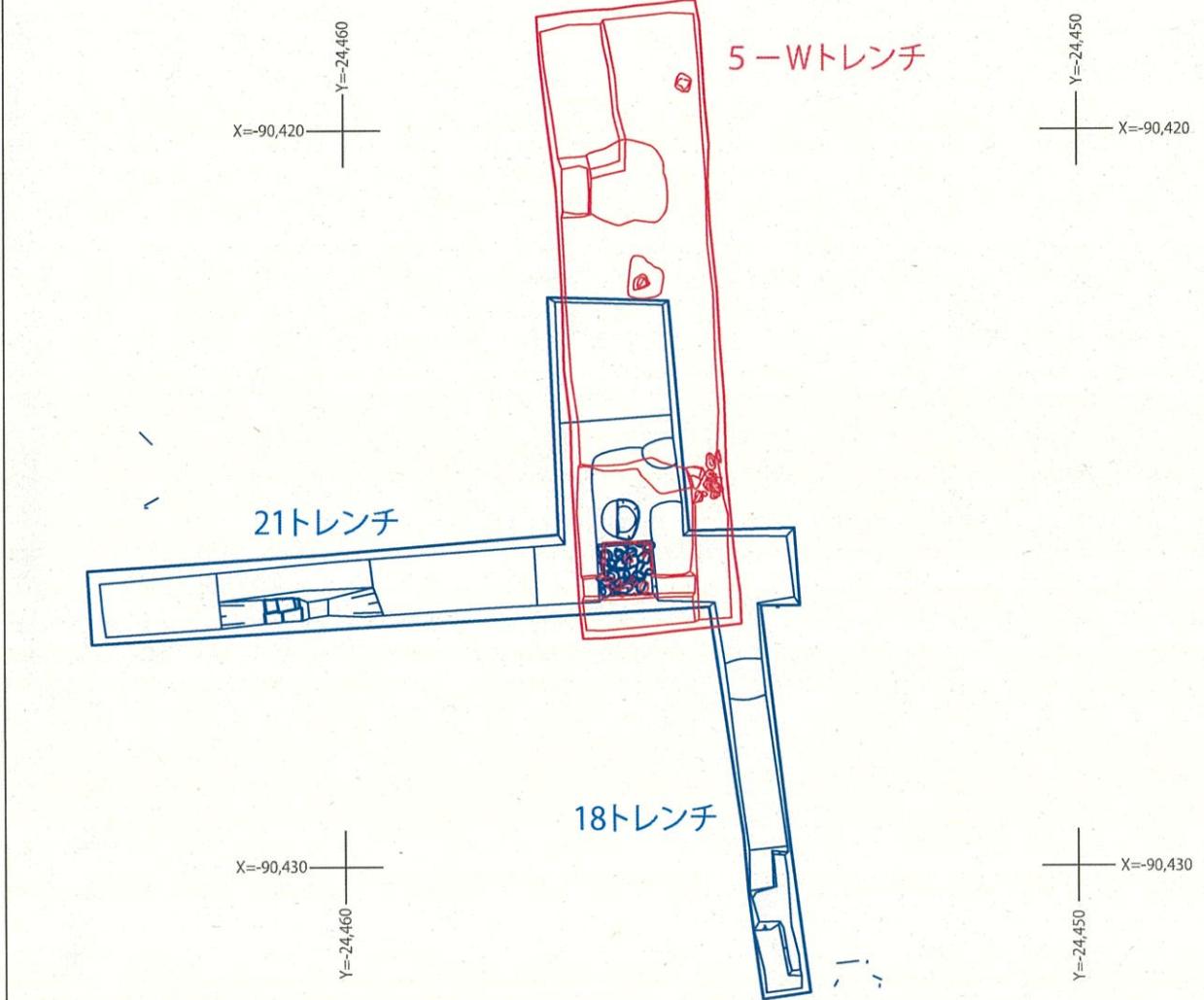
第5調査区（北から）

## 18・19 トレンチ平面図・断面図



5-Wトレント  
平面図・断面図

5-Wトレント、18・21トレント重ね図



- |           |           |   |
|-----------|-----------|---|
| 1 明青灰色砂礫  | (5B 7/1)  | 表土の上に乗る。RC。(盛土)                                   |
| 2 黄灰色土    | (2.5Y4/1) | 小礫・礫混じる。瓦片を含む。(表土)                                |
| 3 黄灰色土    | (2.5Y5/1) | 硬くしまる。小石混ざる。(南側高まりの整地層か)                          |
| 4 黄灰色土    | (2.5Y4/1) | 硬くしまる。小礫混ざる。(南側高まりの整地層か)                          |
| 5 暗灰黄色土   | (2.5Y4/2) | 黄色粘土ブロック含む。瓦片・大きめの瓦片や小石が混ざる。(南側高まりの崩落土か)          |
| 6 灰黄褐色土   | (10YR5/2) | 橙色三和土がブロック状に混ざる。黄色粘土ブロック粒わずかに含む。瓦片・大きめの瓦片や小石が混ざる。 |
| 7 灰黄褐色土   | (10YR4/2) | 小石・瓦片・炭化物を含む。(不定形土坑(攪乱)の下層か)(風倒木の跡か)              |
| 8 にぶい黄褐色土 | (10YR4/3) | 小石・炭化物を少量含む。(不定形土坑(攪乱)の下層か)(風倒木の跡か)               |
| 9 褐色土     | (10YR3/4) | 黄色・黒色粘土ブロックわずかに混。(江戸時代整地層)                        |
| 10 暗緑灰色土  | (5G3/1)   | 硬くしまる。ビニール片混。                                     |
| 11 黒褐色土   | (10YR3/1) | 小石・炭化物混。  |
| 12 黄褐色土   | (10YR7/8) | 三和土。小石多量に混じり硬くしまる。13層との境に礫が集中してみられる。(江戸時代建物基礎か)   |
| 13 褐灰色土   | (10YR4/1) | 礫・瓦が同一レベルで集中してみられる。                               |
| 14 黄灰色土   | (2.5Y5/1) | 黄色・黒色粘土ブロック混。しまりはなく、トレント南では下へもぐりこむ。               |
| 15 灰白色土   | (2.5Y7/1) | 黄色・黒色粘土ブロック混。(江戸時代整地層)                            |

18トレント断面合成

0 (S=1:40) 2.0m

局長 総務課長 総務課



名古屋城総合事務所保存整備室長

保存整備室



令和2年10月2日

## 復命書

名古屋市長 河村たかし 様

観光文化交流局長

松雄 俊憲



名古屋城総合事務所長

佐治 独歩

下記のとおり出張しましたので、報告いたします。

記

1 日 時

令和2年10月1日（木）10時00分～10時40分

2 場 所

文化庁（東京都千代田区霞が関3-2-2）

3 先 方

文化庁文化財第二課長 鍋島 豊  
課長補佐 吉野 孝行

4 訪 問 者

観光文化交流局長 松雄 俊憲  
観光文化交流局 名古屋城総合事務所長 佐治 独歩

5 訪 問 内 容

令和2年度本市文化庁行政実務研修生の勤務状況把握及び令和3年度の派遣についての相談